



Hitekun

Safety Mail

● 滋賀県警察本部交通企画課 ●

県内の交通事故発生状況

《令和2年5月末現在の人身事故》

	件数	死者	傷者
本年	1,118	12	1,374
前年	1,571	29	2,038
増減	-453	-17	-664

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死者	傷者
本年	343	4	169
前年	492	13	267
増減	-149	-9	-98

交通事故は前年に比べて発生件数、死者数、傷者数ともに減少しました。緊急事態宣言が解除されてから死亡事故が多発傾向にあります。これからレジャーなどでの外出機会が増えていきますので、より一層安全運転に心がけましょう。



横断歩道は歩行者優先です！

- 横断歩道は**歩行者優先**です。横断歩行者を認めた場合、横断歩道の手前で必ず停止し、歩行者に道を譲りましょう。

～ドライバーのみなさんへ～

横断歩道に人はいない



横断歩行者がいないか
しっかり再確認！

※横断歩道の手前で止まっている車がある時は止まって確認！

横断歩道にいる人は渡らないだろう



人がいるときは
必ず減速、停止！

止まると追突されそう 対向車が止まらない

手前からブレーキを
かけて後続車に合図！

横断歩道等における歩行者等の優先

ドライバーは、横断歩道により進路前方を横断中または横断しようとする歩行者があるときは、横断歩道の直前で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければならない。

【罰則】

3月以下の懲役または5万円以下の罰金（過失犯は、10万円以下の罰金）

反則金：普通車（軽四車含む）9,000円 違反点：2点

～歩行者のみなさんへ～

- 道路を渡ろうとするときは、「**止まる・見る・待つ**」の安全確認をしっかりとしましょう。
- 「私渡ります」といった**意思表示**を心がけましょう。

道路を斜めに横断したり、信号無視をしていませんか？



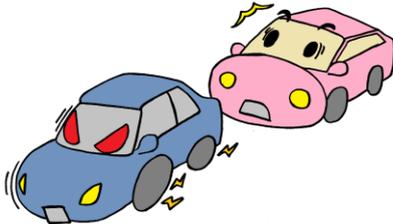
ドライバーと歩行者がお互いに「**思いやる・ゆずり合う**」気持ちが必要です！

『妨害運転(あおり運転)』6月30日から 厳罰化！！

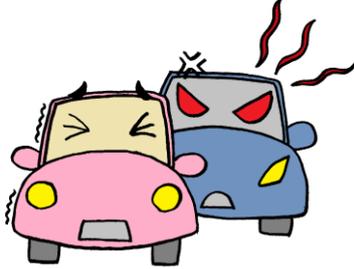
他車の通行を妨害する目的で、交通の危険を生じさせるおそれのある方法により、以下の違反行為をした場合

①右側通行など
〈通行区分違反〉

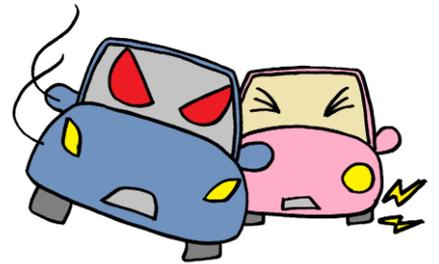
②不必要な急ブレーキ
〈急ブレーキ禁止違反〉



③前車への異常接近
〈車間距離不保持〉



④危険な進路変更
〈進路変更禁止違反〉



⑤左側からの追越しなど
〈追い越し違反〉

⑥他車と行き違うとき、
他車の直後を進行する
ときのハイビーム
〈減光等義務違反〉



⑦クラクションの乱用
〈警音器使用制限違反〉



⑧幅寄せなど
〈安全運転義務違反〉



⑨高速自動車国道で最低速度に達しない速度で走行
〈最低速度違反〉

⑩高速道路(高速自動車国道・自動車専用道路)での停車・駐車
〈高速自動車国道等駐停車違反〉

●罰則…3年以下の懲役または50万円以下の罰金

違反点数25点!

上記の罪を犯し、よって高速道路等で他車を停止させるなど、著しい交通の危険を生じさせた場合

●罰則…5年以下の懲役または100万円以下の罰金

違反点数35点!

ドライブレコーダーの活用と、思いやり・ゆずり合いの運転を!



▼運転免許更新手続き再開のお知らせ▼

- 免許センターは、令和2年5月27日(水曜日)から通常どおりの業務を再開しています。
- 警察署では、令和2年6月8日(月曜日)から通常の運転免許更新を再開しています。
混雑をさけるため、警察署での更新時講習は予約制により行います。

詳しくは滋賀県警察のホームページをご確認ください。

お問い合わせ先 滋賀県警察本部交通部運転免許課
電話番号 077-585-1255



事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp